

# 8月から高額介護サービス費の負担の上限が一部変更されます

## 高額介護サービス費とは

介護サービスを利用する場合に支払う利用者負担は、月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が上限を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

申請が必要な方には別途お知らせします。(ただし、2回目以降の申請は不要です)

◎平成29年8月1日以降の自己負担限度額について

対象となる方	平成29年7月までの負担の上限(月額)		平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方※1	44,400円(世帯)	変更なし	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)	変更あり	44,400円(世帯)〈見直し〉 ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定※2
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)	変更なし	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など	24,600円(世帯)	変更なし	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)		15,000円(個人)
生活保護を受給している方など	15,000円(個人)	変更なし	15,000円(個人)

「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※1 同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である場合のことです。

※2 3年間に限り、年間上限額(446,400円)が設定されます。

■問い合わせ先 健康介護課介護保険係 ☎(48)1111(内1125・1126)

# ダイヤモンド婚・金婚のご夫婦をお祝いします

今年、結婚60周年・50周年を迎えられるご夫婦をお祝いする「ダイヤモンド婚者・金婚者お祝いの会」を開催します。対象となるご夫婦は、7月15日号の広報と一緒に配布する「申込用紙」に必要事項を記入の上、8月15日(火)までに社会教育課へ直接持参するか、郵送またはFAXで申し込んでください。

昨年までに結婚60周年・50周年を迎えた方で、都合によりお祝いの会に出席していないご夫婦の方も申し込みできます。

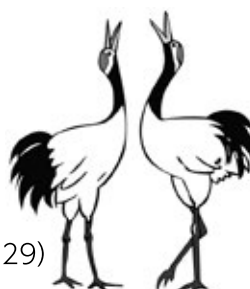
■日時 9月27日(水)午後1時

■対象 ▽【ダイヤモンド婚者】 昭和32年中に結婚された方  
▽【金婚者】 昭和42年中に結婚された方

■内容 ▽<sup>じゆひょう</sup>寿表・記念品の贈呈  
▽ご夫婦の記念写真の撮影  
▽保育園児などによるアトラクション

■申し込み・問い合わせ先

〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50  
社会教育課社会教育係 ☎(48)1111(内1228・1229)  
FAX(48)6229



昨年の様子